附則第十五条の見出し中「から令和八年度までの各年度」を削り、同条中「から令和八年度までの各年度」を削り、「附則第九条第三項及び第十二条」を「附則第九条第二項及び第十一条」に改め、同条を附則第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（令和七年度及び令和八年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十五条　令和七年度及び令和八年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第二項及び第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第二条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第三号中「第五条第三項」を「第五条第四項」に改める。

第二条中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正）

第三条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第七十条の二第一項の規定により、地方公共団体が地方債をもってその財源とすることができる場合

附則第四条を削る。

附則第五条の見出し中「から令和八年度までの各年度」を削り、同条中「から令和八年度までの各年度」を削り、「附則第十五条」を「附則第十四条」に、「附則第九条第三項及び第十二条」を「附則第九条第二項及び第十一条」に、「附則第十二条」を「附則第十一条」に改め、同条を附則第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（令和七年度及び令和八年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第五条　令和七年度及び令和八年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十五条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第二項及び第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令の一部改正）

第四条　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和三年政令第百三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第六項中「特定市町村が」を「特定市町村又は特定市町村を包括する都道府県が」に改め、「当該特定市町村」の下に「又は当該都道府県」を加え、同条第七項中「特別特定市町村が」を「特別特定市町村又は特別特定市町村を包括する都道府県が」に改め、「当該特別特定市町村」の下に「又は当該都道府県」を加える。

（地方自治法施行令の一部改正）

第五条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の二中「附則第六条の三」を「附則第六条の四」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

総務大臣　松本　剛明

内閣総理大臣　岸田　文雄

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十六号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の施行に伴い、及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の二の三を第六条の二の四とし、第六条の二の二を第六条の二の三とする。

第六条の二中「第十一条の九第一項」を「第十一条の十第一項」に改め、同条を第六条の二の二とし、第六条の次に次の一条を加える。

（株式会社等の取引の範囲）

第六条の二　法第十一条の九に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　各事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額の基因となる取引

二　各事業年度の販売費又は一般管理費の額の基因となる取引

三　前二号に掲げるもののほか、法第十一条の九の株式会社、合資会社又は合同会社の事業の状況その他の事情を勘案して、その事業を遂行するために通常必要と認められる取引

第六条の七第四項中「第六条の二の三」を「第六条の二の四」に改める。

第七条の四の三第一項中「以下この条」を「次項及び第四項」に、「法人課税信託」を「特定法人課税信託」に改める。

第七条の十の五及び第七条の十一第二項中「第四十一条の三の三第四項第三号」を「第四十一条の三の十一第四項第三号」に改める。

第八条の二十三の二第一項中「という。）」の下に「（中間期間（法人税法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。次条において同じ。）において生じたものを除く。次項において同じ。）」を加え、「又は中間期間（法人税法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。次条において同じ。）」を削り、「開始する」を「終了する」に改め、同条第二項中「開始する」を「終了する」に改める。

第十五条の三第一項中「（法人課税信託」を「（特定法人課税信託」に改める。

第二十一条の八第一項中「及び改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護」を削る。

第三十五条の七の三第一項中「第七十二条の八十第一項」を「第七十二条の八十第一項ただし書」に、「以下この条」を「次項及び第四項」に、「（法人課税信託」を「（特定法人課税信託」に改める。

第三十五条の二十第一項第一号中「でサービス業に係るもの」を「である経済構造統計（総務省令で定めるものに限る。）」に改める。

第三十六条の八第二項第三号中「又は同法」を「、同法」に改め、「児童家庭支援センター」の下に「又は同法第四十四条の三第一項に規定する里親支援センター」を加える。

第三十六条の十第二項第六号中「子育て援助活動支援事業」の下に「、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業」を加える。

第四十七条の二第一項中「以下この条」を「次項及び第四項」に、「（法人課税信託」を「（特定法人課税信託」に改める。

第四十八条の五の二及び第四十八条の五の三第二項中「第四十一条の三の三第四項第三号」を「第四十一条の三の十一第四項第三号」に改める。